茂経農第１４３号
令和６年６月４日

農業集落排水使用者　各位

茂原市農業集落排水事業管理者
茂原市長　　市　原　　淳
（ 公 印 省 略 ）

適格請求書（インボイス）発行事業者登録番号の変更について（通知）

初夏の候、農業集落排水使用者の皆様におかれましては益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。また、日頃より本市農業集落排水事業の運営にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度、令和６年４月１日より本市農業集落排水事業に地方公営企業法の財務規定等が適用されることに伴い、消費税法第１２条の２第１項に規定する新設法人に該当することとなったため、適格請求書発行事業者登録番号につきましても下記のとおり変更となりました。

使用者の皆様に交付している検針票等の適格請求書につきましては、システム改修後に新しい番号に修正いたします。それまでの期間につきましては、本通知文と検針票等を合わせて一つの適格請求書としてお取り扱いいただきますよう、お願いいたします。

使用者の皆様には大変お手数をおかけいたしますが、何卒ご理解いただきますよう、お願い申し上げます。

記

旧 （令和６年３月３１日まで）	名　　称	茂原市　特別会計農業集落排水事業
	登録番号	Ｔ２８０００２０００４５１８
新 （令和６年４月　１日から）	**名　　称**	**茂原市　農業集落排水事業会計**
	登録番号	**Ｔ６８０００２０００７０４６**

以上

【お問い合わせ先】
〒297-8511 千葉県茂原市道表１番地
茂原市役所 経済環境部 農政課
基盤整備係　担当：藤本・神馬・伊藤
ＴＥＬ：０４７５－２０－１５２６
ＦＡＸ：０４７５－２０－１６０４

《参考》

〇消費税法（昭和六十三年法律第百八号）（抜粋）

（新設法人の納税義務の免除の特例）

第十二条の二　その事業年度の基準期間がない法人（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条（定義）に規定する社会福祉法人その他の専ら別表第二に掲げる資産の譲渡等を行うことを目的として設立された法人で政令で定めるものを除く。）のうち、当該事業年度開始の日における資本金の額又は出資の金額が千万円以上である法人（以下この項及び次項において「新設法人」という。）については、当該新設法人の基準期間がない事業年度に含まれる各課税期間（第九条第四項の規定による届出書の提出により、又は第九条の二第一項、第十一条第三項若しくは第四項若しくは前条第一項若しくは第二項の規定により消費税を納める義務が免除されないこととなる課税期間を除く。）における課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについては、第九条第一項本文の規定は、適用しない。

〇茂原市農業集落排水事業の設置等に関する条例（令和5年12月15日茂原市条例第21号）（抜粋）

（農業集落排水事業の設置）

第1条　農業用用排水の水質保全及び農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質の保全に資するため、農業集落排水事業を設置する。

（法の財務規定等の適用）

第2条　地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)第2条第3項及び地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第1条第2項の規定により、農業集落排水事業に法第2条第2項に規定する財務規定等を適用する。

第3条～第8条　省略

附　則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。